

令和元年第2回上三川町議会定例会会議録

令和元年6月21日（金）

10 目 目

（常任委員会審査結果報告・討論・採決）
（議員派遣、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- 日程第1 議案第39号、議案第40号及び陳情第4号の常任委員会審査結果報告について
日程第2 議員案第3号 上三川町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制

定について

日程第3 議員の派遣について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第1 委員会案第3号 精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、議案第39号、議案第40号及び陳情第4号の常任委員会審査結果報告についてを議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和元年6月21日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 高橋正昭

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

(1) 議案第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 審査日

令和元年6月18日

3 結果

議案は、原案どおり可決する。

令和元年6月21日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会産業厚生常任委員会

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

(1) 議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 陳情第4号 精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める
陳情

2 審査日

令和元年6月18日

3 結果

議案は、原案どおり可決する。

陳情は、採択と決定する。

○議長【田村 稔君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。7番、総務文教常任委員長、高橋正昭君。

(7番・総務文教常任委員長 高橋正昭君 登壇)

○7番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会の審査結果について報告いたします。6月12日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第39号の1件であります。6月18日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

総務課所管の議案第39号では、報酬額の年月日額の別の設定に関する質問に対し、原則的には仕事内容により決定しているとの説明がありました。

審査の結果、議案第39号は全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和元年6月21日、総務文教常任委員長、高橋正昭。

○議長【田村 稔君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。10番、産業厚生常任委員長、津野田重一君。

(10番・産業厚生常任委員長 津野田重一君 登壇)

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 産業厚生常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

6月12日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第40号並びに陳情第4号の計2件であります。6月18日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査しましたので、その結果についてご報告いたします。

健康福祉課所管の議案第40号では、災害障害見舞金の支給額、災害援護資金の貸付限度額及び利率

に関する質問に対し、災害障害見舞金の支給額については、生計維持者の場合は250万円、その他の者の場合は125万円、災害援護資金については、貸付限度額は最大で350万円、貸付利率は条例で年3%以内とし、条例施行規則において、年1.5%とする予定であるとの説明がありました。住居の全壊、半壊の判断に関する質問に対し、全壊、半壊の判断を行うのは市町村となるとの説明がありました。災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸し付けは同時に受けられるかとの質問に対し、それぞれ対象となる災害や受給等の要件が異なるため、両方受けられるかは場合によるとの説明がありました。

審査の結果、議案第40号は全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

陳情第4号は、憲法では法のもとの平等がうたわれており、また、国においては障害者差別解消法が、県においては障害者差別解消推進条例が制定されていることから、身体・知的障がい者に適用されている医療費の助成について、精神障がい者についても適用対象とするよう要望することに賛同するとの意見があり、全員賛成により採択と決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和元年6月21日、産業厚生常任委員長、津野田重一。

○議長【田村 稔君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 質問なんですけども、この付託された結果ということで今、報告あったんですけども、この中でですね、住居の全壊あるいは半壊の判断に関する質問に対し、全壊、半壊の判断を行うのは市町村となるとの説明があるんですけども、大阪北部地震ではですね、6人の命が奪われ、300人以上が負傷したと、これが事実なんですけども、現在の被災者生活再建支援法ではまだまだ不十分だということで、共産党のほうでも要求してるんですけども、300万しか出ないということで、補助金をやはり500万に引き上げると。そして、一部損壊への公的支援など、この被災者への支援のさらなる充実、これはやはり特に大切だと思うんですね。そういう点で、やはり結局こういう支援法があるけども、やっぱり支援されていない、それが実態だと思うんですけども、そういうことで、意見じゃないんですけども、一応そういうことでということで終わります。

○議長【田村 稔君】 14番、質疑ですので、何を発言したの？

○14番【稲葉 弘君】 そういうことで、具体的にどういう、市町村の説明ということなんですけども、どういうことになるんですか。

○議長【田村 稔君】 どういうことっていうのは、何がどういうことか。

○14番【稲葉 弘君】 要するに、全壊とか半壊を判断を行うのは市町村となると書いてありますけども、具体的にどういう説明ということなんですか。

○議長【田村 稔君】 産業厚生常任委員長。質問の趣旨、わかります？

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 わかんないんですけど、一応答弁はしないと、質問ですから。

○議長【田村 稔君】 いや、だから、質問の趣旨が。14番、稲葉議員、再度お願いします。

○14番【稲葉 弘君】 ここの説明の中で、住居の全壊、半壊の判断に関する質問に対し、全壊、半

壊の判断を行うのは市町村となると、そういう説明ありますけども、具体的にどういう内容になるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業厚生常任委員長。

(10番・産業厚生常任委員長 津野田重一君 登壇)

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 ただいまの稲葉議員の質問に対してお答えいたします。

全壊、半壊の判断は誰がするのか、これは、執行部からは、各市町村が行う。それ以上の質問はございませんでした。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第39号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続きまして、先ほど委員長報告にありました陳情第4号について採決いたします。

陳情第4号「精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める陳情」を採決いたします。これに対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。先ほど、陳情の採択に伴い、産業厚生常任委員長から委員会案第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、委員会案第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 追加日程第1、委員会案第3号「精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。10番、産業厚生常任委員長、津野田重一君。

(10番・産業厚生常任委員長 津野田重一君 登壇)

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 ただいま上程になりました委員会案第3号「精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書」の提出についてご説明いたします。

本案は、産業厚生常任委員会が提出するものであり、精神障がい者を栃木県重度心身障害者医療費助成の対象にすることを栃木県知事に求めることから、本意見書を提出するものでございます。

意見書を朗読して提案理由の説明といたします。

精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書。

現在、栃木県の重度心身障害者医療費助成制度は、①身体障がいの程度が1級、2級の方、②知的障がいの程度が知能指数35以下の方、③知的障がいの程度が知能指数50以下であり、かつ身体障がいの程度が3級、4級の障がいと重複している方が対象となっております。

憲法第14条では、法のもとの平等をうたっており、我が国は障害者権利条約も批准している。また、国においては障害者差別解消法が、県においては障害者差別解消推進条例が制定されております。このような状況にありながら、身体・知的障がい者に適用されている栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象から精神障がい者が除外されております。よって、精神障がい者1級、2級の方に対しても、栃木県重度心身障害者医療費の助成制度の適用対象とするよう、必要な措置を講ずることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月21日、栃木県上三川町議会、栃木県知事宛て。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから、委員会案第3号を採決いたします。

委員会案第3号「精神障害者も栃木県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書」の提出について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、委員会案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第2、議員案第3号「上三川町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 ただいま上程になりました議員案第3号「上三川町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

お手元の議員提出議案の議案書2ページをお開き願います。

まず、本案の提案者は、私、稲川 洋、宇津木宣雄君、海老原友子君、小川公威君、石崎幸寛君、松本 清君、津野田重一君、高橋正昭君であります。

本案は、自治体の活動内容や議会及び議員活動に対する住民の評価が厳しさを増している社会情勢を鑑み、議会として行財政改革に取り組むため、他自治体の状況と本町の財政状況などを勘案し、本町の議員の定数を16人から14人に改めるもので、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑、討論を省き、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認め、これから議員案第3号を採決いたします。

議員案第3号「上三川町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議員案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和元年第2回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月12日から21日までの10日間にわたり開会され、この間、報告事項や人事案件、条例関係や補正予算など9案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的なご審議をいただき、原案どおり可決、決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいる所存でございます。

今後とも、議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、6月12日から本日まで10日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要議案につきまして、終始、慎重かつ熱心にご審議いただきました。また、議会運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますようご希望いたします。また、今月末をもって退任されます隅内副町長に対しましては、これまでのご功績に深く感謝申し上げますとともに、今後のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます。私の挨拶といたします。

以上をもちまして、令和元年第2回上三川町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時24分 閉会